平成２４年（フ）第１２３号
釧路市文苑１丁目45番11号
債務者　中軽米伸幸
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１５０号
釧路市益浦４丁目21番18号
債務者　服部　敏子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１８７号
釧路市文苑１丁目41番13号　スターズ105号室
債務者　大貫　美樹
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第４０９号
静岡市駿河区丸子７丁目９番41―８号
債務者　由利　　幸
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１３号
静岡市清水区吉川196番地の５　プエルタ・デルソル102、前住所静岡市清水区草薙２丁目４番７号
債務者　小川　博己
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０３号
栃木県宇都宮市西川田町957番地４
債務者　宇賀神朋子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４０８号
栃木県宇都宮市上欠町783番地
債務者　門倉　綾子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２３号
栃木県宇都宮市石井町3412番地２　ハイツのぞみＡ102、住民票上の住所栃木県宇都宮市石井町3431番地47
債務者　坂本　恭子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２６号
栃木県小山市東城南５丁目35番地６　ランブル天パートⅡ112号、前住所栃木県小山市大字土塔248番地18　サンフラワーＢ棟101号
債務者　福岡　哲也
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２８号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目３番地　瑞穂野市営住宅３号棟33号室
債務者　荻原　元美
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２９号
栃木県宇都宮市泉が丘２丁目17番34号　コーポレンシャル泉ヶ丘Ｂ202
債務者　荻原　　仁
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４３６号
栃木県宇都宮市鶴田町2596番地２　明清ハイツ101号
債務者　大杉かず代
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４３７号
栃木県宇都宮市板戸町1247番地６、前住所栃木県宇都宮市下川俣町60番地14　グロース川西Ａ棟105号
債務者　山口　米子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４３９号
栃木県宇都宮市五代２丁目17番６号
債務者　小林有美子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第９５６５号
東京都調布市緑ケ丘２丁目11―63―101
債務者　宮里　秀一
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部